

山地防災ヘルパー設置要領

（目的）

第1条 この要領は、山地災害に対する的確かつ早急な対応を推進するため、地域に密着した山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（山地防災ヘルパーの設置）

第2条 山地災害等の情報収集能力の強化と支援体制の整備を図るために、山地防災ヘルパーを設置する。

（山地防災ヘルパーの資格要件）

第3条 山地防災ヘルパーは、次のいずれかの要件を備えている者とする。

- (1) 市町村の職員で治山事業を十分に認識し、災害の危険性を判断できると認められる者。
- (2) 過去に治山事業に携わった経験を有する県職員OBで、専門的な知識を基に災害の危険性を判断できると認められる者。
- (3) 上記以外の者で、過去に治山事業に携わった経験が有り、治山事業に関し知識と熱意があると認められる者。

（山地防災ヘルパーの性格）

第4条 山地防災ヘルパーは、ボランティア的な性格を有する。

（山地防災ヘルパーの認定等）

第5条 知事は、第3条の要件を満たす者の中で市町村長が推薦した者を山地防災ヘルパーに認定する。

- 2 山地防災ヘルパーの認定に際し、知事は認定証等を交付するものとする。
- 3 知事は、山地防災ヘルパーとしてふさわしくないと認められたときはその認定を取り消すことができる。
- 4 認定は毎年4月末から5月上旬の年1回を基本とするが、知事が必要と認めた場合は、年度途中で認定することができる。

（認定期間）

第6条 山地防災ヘルパーの認定期間は、市町村の職員にあっては、市町村が適当と認める期間とし、その他の者については特に期間を定めない。

（山地防災ヘルパーの活動）

第7条 山地防災ヘルパーの活動は、次のとおりとする。

- (1) 山地災害に関する情報収集。
- (2) 災害時要援護者関連施設及び山地災害危険地区の周知。
- (3) 自主防災組織の育成及び強化。

なお、各地域振興局及び支庁において活動実施要領を定めている場合は、上記事項の趣旨に沿った活動を行うことができる。

(報 告)

第8条 山地防災ヘルパーは、前条の活動において異常兆候等を発見した場合、またはその情報を得た場合は、速やかに市町村長に報告するものとする。

なお、各地域振興局及び支庁において活動実施要領を定めている場合は、これに従うものとする。

(情報収集活動の範囲)

第9条 知事は、山地防災ヘルパーに対し、情報収集活動の範囲及び方法等について指導するものとする。

(山地防災ヘルパーの表示)

第10条 山地防災ヘルパーは、第7条に規定する活動を行う場合には、知事が交付する携帯用の認定証明書及び腕章を携帯しなければならない。

(講習会等の開催)

第11条 知事は、山地防災ヘルパーに対し、情報収集活動に必要な一定の知識や資質の向上を図るため、講習会や現地研修会を実施するものとする。

(保険の加入)

第12条 知事は、市町村職員を除く山地防災ヘルパーの活動に対し、損害保険及び賠償責任保険に加入するものとする。

(適 用)

この要領は、平成12年6月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月15日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月17日から適用する。